

香取市子ども・子育て会議について

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、「香取市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「香取市子ども・子育て会議」を設置しました。

2. 委員について

子ども・子育て支援に関し、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者などで構成しています。

3. 審議事項について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項により

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関する事
- ②子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関する事
- ③特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関する事
- ④特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関する事

4. 今後のスケジュール（予定）

令和元年						令和 2 年		
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
①	②		③		→ パブリックコメント		④	

第 1 回（令和元年 7 月 2 日）

- ・ 委嘱 ・ 計画（案）諮問 ・ 計画の骨子案
- ・ 今後のスケジュール

第 2 回（令和元年 8 月 26 日）

- ・ 量の見込みと確保方策 ・ 計画面

第 3 回（令和元年 10 月下旬）

- ・ 量の見込みと確保方策 ・ 計画面

第 4 回（令和 2 年 2 月中旬）

- ・ 量の見込みと確保方策および計画の承認 ・ 答申

※審議の進捗により会議の開催に変動があります。

《参考》 子ども・子育て支援事業計画イメージについて

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要計画
(新制度の実施主体として、全市町村で作成)

